



平成23年7月6日現在

東日本大震災に係る 長期避難世帯の取扱いについて

一部負担金の免除対象者の 補足資料

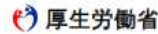
※本資料は、http://www.orca.med.or.jp/information_old/2011-07-01-01-eq201103.rhtml に公開している、「一部負担金等の取扱いについて6月診療等分及び7月以降の診療等分の取扱い」についての補足資料です。



窓口負担が免除される方(周知用ポスタ)

平成23年6月28日 周知版

医療機関等を受診された被災者の方々へ



平成23年7月1日から医療機関等の窓口での取扱いが下記のように変わります。

1. 保険診療を受ける際には、従来通り、窓口での「保険証」(被保険者証)の提示が必要になります。

2. 窓口負担が免除となるためには、一部負担金等の「免除証明書」の提示が必要となります。

平成23年7月1日からは、一部負担金等の免除証明書の提示が必要となりますので、ご加入の医療保険の保険者に申請して下さい。

- ・免除となるのは、平成24年2月29日までです。(入院時食事療養費及び入院時生活療養費は平成23年8月31日までを予定)
- ・なお、免除の対象となる方で、免除証明書を提示できず窓口負担を支払った方は、支払った窓口負担の還付を受けることができますので、申請をお願いします。

(窓口負担が免除される方)

- (1) 災害救助法の適用地域(東京都を除く)の被災者生活再建支援法の適用地域の住民(地震発生後、他市町村へ転出した方を含む)であり、
- (2) 以下のいずれかに該当する方
 - ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
 - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
 - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
 - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
 - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
 - ⑥ 原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方
 - ⑦ 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方

※ ただし、「以下の市町村国保にご加入の方」又は「以下の3県の後期高齢者医療制度にご加入の方で、保険証に記載された住所が以下の市町村である方」は、右欄の日から免除証明書の提示が必要となります

県名	市町村名	提示が必要となる日
岩手県	宮古市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、山田町	平成23年 8月 1日
	女川町	平成23年10月 1日
宮城県	南三陸町	平成23年 9月 1日
	田村市、南相馬市	平成23年 8月 1日
福島県	広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村	免除期間終了まで 免除証明書は不要

◎ご加入の医療保険の保険者への
保険証や免除証明書の申請を忘れずに。

申請の方法等のお問い合わせは、ご加入の医療保険の保険者をお願いします。

① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方



「準ずる被災」ってなに？



その答えは、平成23年5月2日に発出された、「局長通知」「課長通知」にあり

一部負担金免除要件から

■ 免除要件

■ 平成23年5月2日 局長通知第2のⅣの1の(1)の①

- 平成23年3月11日に法第2条第3項に規定する特定被災区域(以下「特定被災区域」という。)に住所を有していた者(同日以降、他の市町村に転入した者を含む。以下同じ。)であって、大震災による被害を受けたことにより、住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をしたもの

■ これに準ずる被災をしたものとは

- 被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第2条第2号ハに規定する長期避難世帯(以下「長期避難世帯」という。)に属する者であること。

■ 被災者生活再建支援法 第2条第2号のハ

- 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

長期避難世帯に該当すると

■ 長期避難世帯

- 県知事がその地域を認定・告示を行う。
- 岩手県及び宮城県は、次頁のとおり公示された。
- 福島県については「長期避難世帯」に該当する市町村について、公示の予定が無い。
 - 個別に「り災証明書等」による確認が必要。

- 該当者は一部負担金等の免除、及び、被災日以降に負担した一部負担金等の還付を受けることができる。

長期避難世帯の居住していた市町村名及び地域名

岩手県告示第359号 平成23年5月31日 宮城県告示 平成23年5月6・12・13日より

市町村名	地域名
陸前高田市	陸前高田市高田町字中川原、字古川、字飯森場、字大石沖、字曲松、字下和野、字砂畑、字中長砂、字裏田、字長砂、字大石、字川原、字寒風、字森の前、字荒町、字本宿、字馬場前、字大町、字中宿、字並杉、字馬場、字下宿、字館の沖及び字本丸、気仙町字神崎、字奈々切、字三本松、字荒川、字中堰、字荒川沢、字中井、字木場、字土手影、字湊、字内野、字町、字垂井ヶ沢、字町裏、字愛宕下、字小測、字双六及び字的場、広田町字天王前、小友町字新田前、字泉田、字浦の前、字浦田、字宮崎、字小谷地上、字衣地下、字下新田、字茶立場、字衣地、字小崎下及び字小友浦、米崎町字沼田、字中田、字川崎、字館及び字中島、矢作町字越戸内及び字中島並びに竹駒町字大畑及び字十日市場
釜石市	釜石市大渡町一丁目、大町一丁目から大町三丁目まで、大只越町一丁目、大只越町二丁目、只越町一丁目から只越町三丁目まで、天神町、浜町一丁目から浜町三丁目まで、東前町、魚河岸、新浜町一丁目、新浜町二丁目、港町一丁目、港町二丁目、松原町一丁目から松原町三丁目まで、嬉石町一丁目から嬉石町三丁目まで、大平町四丁目、大字釜石第14地割、大字平田第1地割及び第3地割から第9地割まで、両石町第1地割から第5地割まで、鶴住居町第7地割から第28地割まで、箱崎町第1地割から第11地割まで及び第13地割、片岸町第1地割及び第3地割から第10地割まで並びに唐丹町
大槌町	上閉伊郡大槌町大槌第14地割、第16地割及び第21地割から第24地割まで、小釜第26地割から第28地割まで、吉里々々第7地割、第8地割、第11地割及び第14地割、上町、本町、末広町、新町、大町、須賀町、栄町、安渡一丁目から安渡三丁目まで、港町、赤浜一丁目、赤浜二丁目、吉里吉里一丁目から吉里吉里三丁目まで、新港町並びに大ケロー一丁目
野田村	九戸郡野田村大字野田第11地割、第16地割から第19地割まで及び第29地割

岩手県告示第417号 平成23年7月1日

市町村名	地域名
釜石市	釜石市鈴子町、大渡町二丁目、大渡町三丁目、大平町三丁目、駒木町、鶴住居町第29地割、箱崎町第12地割及び片岸町第2地割

一部負担金免除該当患者の例

■ 患者条件

- 〇〇県内に居住地あり。保険証は持っている。被災はしたが、住宅等に被害は無い。

■ 受診経緯

- 上記患者さんの勤務先は福祉施設等で、その施設が震災の避難対象地域にあり、入居者ごと●●県に避難してきた。職員としても当然避難所で生活せざるを得ない状況が続き、患者さんはメンタル的に弱ってしまい受診。

■ この場合の一部負担金はどうなるのか？

- 被災時の住所が「宮城県」「岩手県」の場合は、前ページの「長期避難世帯の居住していた市町村」であれば、「一部負担金免除該当者」になり、そうで無ければ「一部負担金免除該当者」とはならない。
- 被災時の住所が福島県の場合は、患者となる者が保険者に対し「り災証明書」等を示し、個別に手続きしなければならない。

まとめ

- 免除該当要件にある「① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方」にある、「これに準ずる被災」というのは「長期避難世帯」を表し、3/11被災時点で「該当地域」に居住（以降転出した場合であっても）していたもので、以降避難生活を余儀なくされているものは、一部負担金免除該当者となる。
- 長期避難世帯の地域の告示により、今回、対象者が拡大されたということはない。

東日本大震災に係る長期避難世帯の取扱いについて(その2)

◆<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001i1c3-att/2r9852000001i1dr.pdf>

東日本大震災に係る長期避難世帯の取扱いについて

◆<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001h4l9-att/2r9852000001h4xs.pdf>

被災者生活再建支援法

◆<http://www.bousai.go.jp/hou/shiensya.html>

【局長通知】

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等における医療保険関係の特例措置について

◆<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001bd6k-img/2r9852000001bend.pdf>

【課長通知】

東日本大震災により被災した被保険者に対する一部負担金等の免除等の取扱いについて

◆高齢者医療課 : <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001bd6k-img/2r9852000001bfc7.pdf>

◆国民健康保険課 : <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001bd6k-att/2r9852000001bg9c.pdf>

◆保険課 : <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001bd6k-att/2r9852000001bg8f.pdf>